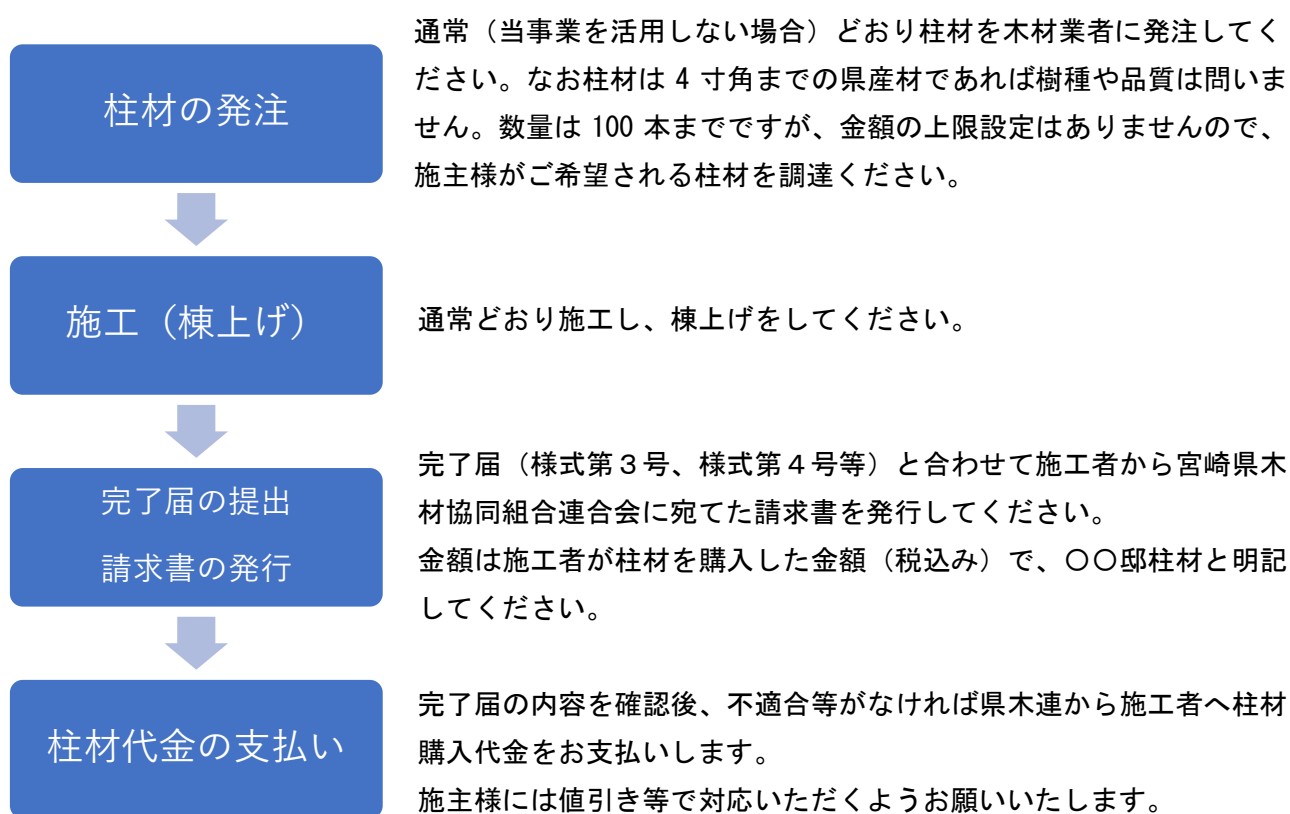


令和2年度「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業の柱材提供方法等について

令和2年10月29日

宮崎県木材協同組合連合会

このたびは「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業をご利用いただきありがとうございます。  
当事業の「新築住宅建設への支援」における柱材の提供方法について、応募要領には「柱材は、申請者からの申請に基づき、現物により提供する。」と記載があるため、本来ならば施主様に柱の現物支給が求められるところです。しかしながら、事業および住宅建築の円滑な実施のために、柱材は次のような手順により提供をさせていただきます。



なお、宮崎県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）が行う当該事業は、公的な補助金を財源としており、社会的にその公的な執行が強くと求められます。当然ながら、県木連としても厳正にその執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処致しますのでご了承ください。

宮崎県木材協同組合連合会連  
事業担当 : 佃 賢一  
TEL 0985-24-3400 FAX0985-27-3590  
tsukuda@miyazaki-mokuzai.or.jp